

平成29年第3回那珂川町議会定例会

議事日程(第3号)

平成29年9月7日(木曜日)午前10時開議

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 1 | 報告第 1号 | 平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率について
(町長提出) |
| 日程第 2 | 報告第 2号 | 平成28年度那珂川町一般会計継続費精算報告書について
(町長提出) |
| 日程第 3 | 議案第 1号 | 那珂川町監査委員の選任同意について
(町長提出) |
| 日程第 4 | 議案第 2号 | 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
(町長提出) |
| 日程第 5 | 議案第 3号 | 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
(町長提出) |
| 日程第 6 | 議案第 4号 | 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
(町長提出) |
| 日程第 7 | 議案第 5号 | 那珂川町教育委員会委員の任命同意について
(町長提出) |
| 日程第 8 | 議案第 6号 | 那珂川町教育委員会委員の任命同意について
(町長提出) |
| 日程第 9 | 議案第 7号 | 那珂川町出張所設置条例の制定について
(町長提出) |
| 日程第 10 | 議案第 8号 | 那珂川町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
(町長提出) |
| 日程第 11 | 議案第 9号 | 那珂川町課設置条例の一部改正について
(町長提出) |
| 日程第 12 | 議案第 10号 | 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
(町長提出) |
| 日程第 13 | 議案第 11号 | 平成29年度那珂川町一般会計補正予算(第2号)の議決について
(町長提出) |
| 日程第 14 | 議案第 12号 | 平成29年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議決について
(町長提出) |
| 日程第 15 | 議案第 13号 | 財産の取得について
(町長提出) |
| 日程第 16 | 議案第 14号 | 財産の取得について
(町長提出) |

- 日程第 17 議案第 15 号 平成 29 年度那珂川町ケーブルテレビ機器更新業務委託契約の締結について (町長提出)
- 日程第 18 議案第 16 号 那珂川町過疎地域自立促進計画の変更について (町長提出)
- 日程第 19 議案第 17 号 町道路線の認定について (町長提出)
- 日程第 20 議案第 18 号 平成 28 年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分について (町長提出)
- 日程第 21 認定第 1 号 平成 28 年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第 22 認定第 2 号 平成 28 年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第 23 認定第 3 号 平成 28 年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第 24 認定第 4 号 平成 28 年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第 25 認定第 5 号 平成 28 年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第 26 認定第 6 号 平成 28 年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第 27 認定第 7 号 平成 28 年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第 28 認定第 8 号 平成 28 年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第 29 認定第 9 号 平成 28 年度那珂川町水道事業決算の認定について (町長提出)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (12 名)

1 番	鈴木 繁 君	2 番	石川 和美 君
3 番	佐藤 信親 君	5 番	大森 富夫 君

6番 益子明美君

7番 大金市美君

8番 岩村文郎君

9番 川上要一君

10番 阿久津武之君

12番 石田彬良君

13番 小川洋一君

14番 塚田秀知君

欠席議員（1名）

4番 益子輝夫君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫君	副町長	岡由樹夫君
教育長	小川浩子君	会計管理者兼会計課長	山口守君
総務課長	橋本民夫君	企画財政課長	佐藤美彦君
税務課長	笹沼公一君	住民課長	薄井桂子君
生活環境課長 補佐	薄井亮君	健康福祉課長	立花喜久江君
子育て支援課長	稲澤正広君	建設課長	穴山喜一郎君
農林振興課長	坂尾一美君	商工観光課長	板橋了寿君
総合窓口課長	藤田善久君	上下水道課長	田代喜好君
農業委員会 事務局長	大森新一君	学校教育課長	薄井健一君
生涯学習課長	益子雅浩君	代表監査委員	岡洋一君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	高林伸栄	書記	岩村房行
書記	長家佳奈子	書記	村上明美

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（塚田秀知君） ただいまの出席議員は12名であります。

欠席届が4番、益子輝夫君から出されております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（塚田秀知君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。

◎報告第1号の上程、報告

○議長（塚田秀知君） 日程第1、報告第1号 平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） 皆さん、改めましておはようございます。

きのうと一昨日、5名の方に一般質問をいただきました。本当に貴重なご意見等を賜りまして、ありがとうございます。

ただいま上程されました報告第1号 平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成28年度決算に係る健全化判断及び資金不足比率を、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。

平成28年度決算に基づき算定されました健全化判断比率及び資金不足比率とも、国の基準以下となりました。健全化法上においても、指数が好転し、健全段階と判断されておりますが、今後とも行財政改革の継続的な推進を図り健全財政の運営に努めてまいりたいと考えております。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願いたします。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 補足説明申し上げます。

報告第1号をごらんください。

1の健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては普通会計を初め、全ての会計において実質赤字を生じていないため当該数値は該当なしとなっております。実質公債費比率につきましては、標準財政規模に対する実質的な公債費の比率を3カ年の平均であらわしたものでありまして、平成27年度の8.4%に対し、平成28年度は8.1%で0.3%の減となりました。

今後は、新庁舎整備事業や認定こども園整備事業で借り入れた合併特例事業債の償還が始まると実質公債費比率は上がることが想定されますが、早期健全化基準内での財政運営に努めてまいります。

次に、将来負担比率であります。標準財政規模における一般会計や各特別会計についての地方債や職員の退職手当支給予定額など、将来負担しなければならない負債の比率であります。実質公債費比率と同様に、交付税に算入される地方債や将来負担する額に財政調整基金や地域振興基金などの基金を充当可能なものとして控除して算出した比率であります。平成28年度は前年度に引き続き将来負担額を充当可能財源などが上回ったため、当該数値は該当なしとなりました。

続きまして、2の資金不足比率につきましては、各会計の事業の規模における資金不足額の比率をあらわすもので、水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、簡易水道事業特別会計とも資金不足は生じておりませんので、当該数値は該当なしとなっております。

3の監査委員の意見につきましては、別紙をごらんいただきたいと思っております。

以上で、平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率についての補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 以上で、報告第1号を終わります。

◎報告第2号の上程、報告

○議長（塚田秀知君） 日程第2、報告第2号 平成28年度那珂川町一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました報告第2号 平成28年度那珂川町一般会計継続費精算報告書について、説明を申し上げます。

平成27年度から平成28年度の2カ年にわたって継続費により実施しておりました庁舎建設工事が終了したため、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を議会に報告するものです。内容の詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 補足説明申し上げます。

2枚目の平成28年度那珂川町一般会計継続費精算報告書をごらんください。

その内容であります。2款総務費、1項総務管理費、庁舎建設工事は平成27年度から平成28年度までの2カ年で、全体計画額が18億9,175万9,000円に対して、実績額が18億9,166万3,200円で、9万5,800円の執行残となりました。支出済額の財源につきましては、国庫支出金が1,669万円、地方債が9億5,900万円、その他の特定財源として地域振興基金及び合併振興基金からの繰入金が3億5,000万円、一般財源は財政調整基金繰入金を含む5億6,597万3,200円となりました。

以上で、継続費精算の報告を終わります。

○議長（塚田秀知君） 以上で、報告第2号を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第3、議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意についてを議題

といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意について、提案理由の説明を申し上げます。

監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものとされております。

那珂川町監査委員のうち現在ご尽力いただいております識見者選任監査委員の岡 洋一氏が本年11月27日をもって任期満了となります。つきましては、識見者監査委員の選任について議案書に記載のとおり、引き続き岡 洋一氏にお願いしたいと考えておりますので、議会の同意を求めるものであります。

岡氏は、既にご存じのとおり、平成14年に馬頭信用組合を退職後、馬頭町商工会の事務局長を7年間務められ、2町合併後の馬頭町及び小川町商工会の合併に尽力されて、平成22年4月に那珂川町商工会としての新たな礎を築かれました。

金融機関に勤務しておられたこと及び商工業者の経営等の指導にも携わられたことから、会計制度に精通されておられ、人格、識見ともすぐれ、適任者としてご提案をいたすものであります。

ご審議の上、同意賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意については原案のとおり決することに異議あり

ませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号～議案第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第4、議案第2号 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、日程第5、議案第3号 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、日程第6、議案第4号 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、以上3議案は関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第2号から議案第4号までの那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員は、地方税法第423条第3項及び那珂川町税条例第78条の規定により、議会の同意を得て町長が選任すると定められております。

現在、固定資産評価審査委員会委員としてご活躍いただいております、秋元正吾氏、小幡一美氏、藤田 洋氏の3名は本年11月27日をもって3年間の任期満了となりますので、引き続き2名の委員と新たな委員として1名を選任いたしたく、議会の同意をいただくものがあります。

議案第2号の小幡一美氏及び議案第3号の藤田 洋氏につきましては、引き続きお願いしたいと考えております。

また、議案第4号につきましては、秋元正吾氏にかわる委員として、地域性、人格、識見等勘案し新たに川俣勇也氏を推薦申し上げる次第であります。

川俣氏につきましては、元那珂川町職員で、税務課長の経験もあり、現在は民生委員、児童委員として社会福祉の推進に努められ、地域におかれましても人望も厚く、人格識見ともに申し分のない方です。

ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第2号 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号～議案第6号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第7、議案第5号 那珂川町教育委員会委員の任命同意について、日程第8、議案第6号 那珂川町教育委員会委員の任命同意について、以上2議案は関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第5号及び議案第6号の那珂川町教育委員会委員の任命同意につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたび、那珂川町教育委員会委員として、町教育の振興にご尽力をいただいております平塚正一郎氏と高田榮順氏の両氏が、本年11月28日をもって任期満了となります。

平塚委員におかれましては平成17年11月から12年間、また高田委員におかれましては平成21年11月から8年間、町教育委員として教育行政の発展のためにご尽力をいただいております。この場をおかりいたしまして深く感謝と敬意を表する次第であります。

つきましては、慎重に人選を進めてまいりました結果、後任者として飯塚 基氏と長谷川久夫氏を任命いたしたくお願いするものであります。

飯塚 基氏は、那珂川町馬頭在住で歯科医を開業され、学校歯科医としてもご活躍をいただいている方であります。

また、長谷川久夫氏は那珂川町小川在住で、行政書士、学習塾経営にご活躍をいただいている方であります。

お二人とも那珂川町教育委員会委員として、人格、識見ともに適任者であり、さらに教育委員の構成の多様化により新しい風を吹き込んでいただけるものと期待し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

参考までに、現在の町教育委員は、平塚正一郎氏、高田榮順氏、小幡絹代氏、眞保真弓氏の4名の委員であります。

ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第5号 那珂川町教育委員会委員の任命同意については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 那珂川町教育委員会委員の任命同意については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第9、議案第7号 那珂川町出張所設置条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第7号 那珂川町出張所設置条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例制定は、平成29年10月10日より新庁舎において業務が開始されることから、

小川庁舎を廃止し、小川庁舎を暫定的に小川出張所として位置づけるため制定するものであります。

小川出張所では、現在、総合窓口課で行っている業務を今年度いっぱい引き続き行うこととし、現在調整中ではありますが、来年度からは納税や住民票など各種証明の交付、簡易な届け出の受理等の窓口業務を行う予定であります。詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 補足説明を申し上げます。

今回の条例制定は、平成27年9月に改正しました那珂川町役場の位置を定める条例により、役場の位置が現在の本庁舎、小川庁舎から新庁舎に移ることとなるため、現在の小川庁舎を出張所として位置づけるものです。

各条文について、議案書にてご説明を申し上げます。

第1条は、町長の権限に属する事務を分掌させるため、出張所を設置する旨を規定したものです。

第2条は、出張所の名称を小川出張所とし、位置を現在の小川庁舎の那珂川町小川2814番地1と定め、所管する区域を那珂川町全域と規定したものです。

第3条は、条例に定めのない事項は町長が定める旨を規定したものです。

附則は、施行期日を平成29年10月10日とするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号 那珂川町出張所設置条例の制定については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第10、議案第8号 那珂川町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第8号 那珂川町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員の定数が変更になり、新たに農地利用最適化推進委員を設置することになったため制定するものであります。また、法改正により、農業委員の選出方法が公選制から任命制へと変更になりました。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚田秀知君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大森新一君） 補足説明いたします。

第1条は、趣旨で、農業委員会等に関する法律の規定に基づき定数を定める旨を規定したものの。

第2条は、農業委員の定数で、法令で定める19名とするものの。

第3条は、農地利用最適化推進委員の定数で、現在の農業委員の地区割りに合わせ25名とするものの。

附則第1項は施行期日で、この条例の施行日を公布の日と規定したものの。

附則第2項は、この条例の施行に伴い、現行の那珂川町農業委員会の選挙による委員の定数条例及び那珂川町農業委員会の選挙による委員の選挙区及び各選挙区における委員の定数に関する条例を廃止するもの。

附則第3項は、経過措置で、現在の農業委員会の委員は平成30年6月30日の任期満了の日まで引き続き農業委員会の委員であることを規定したものです。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号 那珂川町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第11、議案第9号 那珂川町課設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第9号 那珂川町課設置条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第7号の那珂川町出張所設置条例に関連し、条例中の総合窓口課及び総合窓口課の事務分掌を削除するものです。また、出張所を総務課管理とするため、総務課の事務分掌中に出張所に関することを追加するものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 補足説明を申し上げます。議案書をごらんください。

今回の条例改正は、現在の総合窓口課で行っている業務を出張所で行う業務とするため、那珂川町課設置条例第1条の規定から総合窓口課を、第2条の規定から総合窓口課の事務分掌を削除し、出張所を総務課管理とするため、総務課の事務分掌中に出張所に関することを追加するものです。

なお、10月より出張所で行う業務につきましては、那珂川町出張所庶務規程として同様の内容を別に定めることとしております。

附則は、施行期日を平成29年10月10日とするものです。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号 那珂川町課設置条例の一部改正については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第12、議案第10号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第10号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成28年度末をもって廃止しました保育園及び幼稚園において委嘱しておりました各嘱託医、歯科医及び薬剤師の項目を削除するもの、及び議案第8号の条例制定に関連した農業委員会の委員等の報酬の変更であります。平成29年度から新たに設置した認定こども園については、既に定めております学校医等に含まれることから、保育園、幼稚園の嘱託医等を削除することとし、農業委員会の委員等の報酬の変更は農業委員会会長、会長職務代理人、委員、それぞれの報酬額を増額するとともに、新たに農地利用最適化推進委員の職を追加し、年額報酬とあわせて国から交付される農地利用最適化活動に係る交付金を報酬として支給するよう改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚田秀知君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大森新一君） 補足説明いたします。

第2条の別表中、農業委員会の会長の報酬額を年額25万円から30万円に、会長職務代理人の報酬額を年額21万円から26万円に、委員の報酬額を20万円から25万円にそれぞれ増額し、あわせて国から交付される農地利用最適化交付金を支給できるよう改正するものです。また、新たに設置する農地利用最適化推進委員の報酬額は年額18万円とし、あわせて国から

交付される農地利用最適化交付金を支給できるよう改正するものです。農業委員会補助員については、選挙人名簿の作成を要しなくなったことと農地利用最適化推進委員の設置に伴い、削除するものです。

附則は、施行期日で、第1条は公布の日とし、第2条は現在の農業委員会の委員の任期が満了となる平成30年6月30日の翌日とする旨を規定したものです。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 農業委員会の会長と職務代理者と農地利用最適化推進委員の報酬額の変更につきまして、伺います。

この改定する基準、どんなふうにして改定をこの額に定めたかということですね。というのは、月額にすると極端に安い職務ではないかというような感じもいたします。場合によっては大変な仕事を進めているわけですね。委員の中からも、余りにも安いんじゃないかという声も出ていました。私、そういう声を聞いて、聞いていないふりをするわけにはいきません。ですから、この報酬につきまして、どういった過程を経てこういう額を定めたのかということ、きちんと説明をしていただきたいと思います。

そして、この額が栃木県内各市町村に農業委員会があるわけですが、今度、法が変わりまして、公選制から任命制というふうになりますけれども、いずれにしても仕事は大変な仕事をしているわけですね。農村の疲弊、あるいはそういったことからくる農地の荒廃状況、あるいは農産物につきましても価格の低迷という中で農家経営を守って、あるいは農業者の生活を守っていくという、そういう重要な任務を持っている方々が、こういった報酬でいいのかという、そういう気持ちもあります。だから、そういうことで改めてこういう報酬につきまして、どういう決める過程、そういうことの説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大森新一君） 報酬の額の決定に至る経緯ということなんですが、まだ農業委員会の委員の報酬については、県下においては各市町ばらばらという状況でございます。それで、今回法律が改正になり、農地利用の最適化というものが明確に業務として加

わってまいりました。それらの業務の増大、増加に伴いまして報酬の値上げを検討したところでございます。報酬につきましては、県内の他市町の状況等も勘案し、農業委員会内部に検討委員会を設け、その検討委員会において、4回にわたり検討会を開催し、検討してきたところです。その結果を農業委員会において報告をし、農業委員会の総意としてまとめ、それをもって町と県とも協議しながら、今回の条例の上程に至ったという経緯でございます。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 農業委員会内部での検討というのは承知をしておりますけれども、農業委員全員が承知しておるといふふうなことではありませんけれども、別に、町としては報酬審議会というものがあるはずですよ。報酬審議会ではどんなふうな審議をなさったのか伺っておきます。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 答弁申し上げます。

農業委員の報酬に関しては、報酬審議会の審議対象にはなっておりません。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） もう一つ、主に県下の市町村の比較というようなことはしたというふうに思いますけれども、それでは、こういった当農業委員会委員あるいは最適化推進委員の報酬とは比較するとどういったところにあるんでしょうか、伺います。

○議長（塚田秀知君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大森新一君） 今回、農業委員に関しては一律5万円、最適化推進委員については18万円という新たな設定になるわけですが、県下で比較しても低い状況にあるのは否めない事実かというふうに認識はしています。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「私は棄権します。退席していいですか。審議が不十分です。」という人あり〕

○議長（塚田秀知君） 休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時38分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

異議がありますので、起立による採決をいたします。

議案第10号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（塚田秀知君） 起立多数と認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号～議案第12号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第13、議案第11号 平成29年度那珂川町一般会計補正予算（第2号）の議決について、日程第14、議案第12号 平成29年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決について、以上2議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま一括上程されました議案第11号、議案第12号、平成29年度那珂川町一般会計及び国民健康保険特別会計補正予算の議決について、提案理由の要旨を申

上げます。

まず、一般会計補正予算から申し上げます。

今回の補正予算は結婚新生活支援事業費を新規に計上するほか、町立馬頭西小学校の統廃合に伴う費用や、国及び県補助事業の追加認定になったものなどを計上するものであります。

その補正額は8,200万円となり、補正後の予算総額は82億4,760万円となりました。

補正予算の主な内容を申し上げますと、第1は農林水産業費で、農業基盤整備促進事業や農地中間管理事業など補助事業の追加認定になったものに3,382万9,000円を計上しました。

第2は教育費で、町立馬頭西小学校の統廃合に伴いスクールバスの購入費用のほか、エネルギー教育推進事業費や自治公民館建築費補助金など2,175万1,000円を計上しました。

第3は民生費で、結婚に伴う経済負担を軽減するため新婚世帯に対し新生活に係る費用を支援する補助金を新規に計上するほか、障害者地域生活支援事業費など876万7,000円を計上しました。

以上、歳出予算の主なものを申し上げますが、これらに要する財源は国・県支出金のほか、繰越金、諸収入、町債などを充てることといたしました。

次に、国民健康保険特別会計であります。平成28年度退職者医療療養給付費等負担金の精算に伴う社会保険診療報酬支払基金への返還金465万2,000円を計上するもので、その財源は繰越金を充てることといたしました。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は25億4,585万2,000円となりました。

以上、一般会計及び国民健康保険特別会計補正予算について、その大要を申し上げますが、内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の4ページをごらんください。

第2表、地方債補正であります。1、追加として、農道整備事業の限度額を400万円、小学校整備事業の限度額を1,000万円とするものです。

2、変更として、消防施設整備事業の増額により限度額2,300万円に600万円を増額し、2,900万円とするものです。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳入からご説明いたします。

8ページをごらんください。

14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金の補正額は379万円の増で、社会保障・税番号制度システム整備費のほか個人番号カード交付補助金。2目民生費国庫補助金の補正額は167万8,000円で障害者自立支援事業費に係るもの。5目教育費国庫補助金の補正額は600万4,000円で、小学校費補助金はへき地児童生徒援助費、中学校費補助金はエネルギー教育推進事業費に係るものであります。

15款県支出金、2項2目民生費県補助金の補正額は173万9,000円の増で、社会福祉費補助金は障害者地域生活支援事業費に係るもの。児童福祉費補助金は結婚新生活支援事業費に係るもの。4目農林水産業費、県補助金の補正額は2,381万3,000円の増で、事業の振替により県単農業農村整備事業費を減額するほか、農業基盤整備促進事業費、東日本大震災農業生産対策事業費、環境保全型農業直接支払交付金、農地中間管理事業費がそれぞれ追加認定になったものであります。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は2,469万8,000円の増で、前年度繰越金であります。

20款諸収入、5項4目雑入の補正額は27万8,000円の増で、とちぎの地産地消給食推進事業費助成金であります。

9ページに入ります。

21款町債、1項3目農林水産業債の補正額は400万円の増で農道整備事業債、5目消防債の補正額は600万円の増で消防施設整備事業債、7目教育債の補正額は1,000万円の増で小学校整備事業債であります。

10ページ歳出に入ります。

2款総務費、2項1目企画総務費の補正額は346万7,000円の増で、行政システム費は社会保障・税番号制度に伴うシステム改修費。情報システム管理費は、情報ネットワークシステム強靱化に伴う保守点検業務委託料であります。4項1目戸籍住民基本台帳費の補正額は334万8,000円の増で、電算処理費は戸籍システムの公印変更業務委託料、個人番号カード交付事業費はマイナンバーカード記載事項システム改修費であります。

3款民生費、1項2目障害者福祉費の補正額は676万7,000円の増で、障害者地域生活支援事業費は支援対象者の増によるもの。障害支援区分認定等事務費は障害者総合支援システム改修費であります。2項3目児童措置費の補正額は200万円の増で、児童措置諸費は結婚新生活支援事業補助金及び子育てワンストップサービス導入業務委託費であります。

11ページに入ります。

4款衛生費、1項4目環境衛生費の補正額は100万円の増で、衛生総務諸費は生活用水確保対策事業補助金であります。

5款農林水産業費、1項3目農業振興費の補正額は548万6,000円の増で、農業振興諸費はとちぎの地産地消給食推進事業のほか、農地中間管理事業費、環境保全型農業直接支払交付金の追加認定などによるもの。4目畜産業費の補正額は50万円の増で、畜産振興事業費は東日本大震災農業生産対策事業の追加認定に伴い、優良繁殖雌牛の導入補助を計上するもの。5目農地費の補正額は2,561万円の増で、町単農村振興事業費は馬頭土地改良区農業用送水管改修補助金。県単農業農村整備事業費は矢又地区の農道整備事業を補助率の高い農業基盤整備促進事業に振り替えるため減額。農業基盤整備促進事業費は小砂地区及び矢又地区の農道整備事業が追加認定になったもの。6目イノシシ肉加工事業費の補正額は150万円の増で、品質管理向上のため金属検出器購入費であります。2項2目林業振興費の補正額は73万3,000円の増で、森林・山村多面的機能発揮対策事業費は里山林の保全支援事業が追加認定になったものであります。

12ページに入ります。

6款商工費、1項3目観光費の補正額は233万8,000円の増で、観光施設管理費はゆりがねの湯排水施設修繕及び高圧設備更新工事のほか、カタクリ山公園の看板設置工事であります。

8款消防費、1項3目消防施設費の補正額は750万円で、消防施設整備事業費は小砂地内の防火水槽設置工事費及び谷田地内の防火水槽撤去工事費であります。

9款教育費、2項1目学校管理費の補正額は2,060万円の増で、小学校統廃合準備費は町立馬頭西小学校の統廃合に伴うスクールバスの購入費。3項2目教育振興費の補正額は105万円の増で、教育振興諸費はエネルギー教育推進事業に伴う教材備品購入費。

13ページに入ります。

4項2目公民館費の補正額は10万1,000円の増で、公民館活動費は上西の原自治公民館の修繕に対して3分の1を補助するものであります。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 住民課長。

○住民課長（薄井桂子君） 続きます。国民健康保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

11款繰越金、1項1目療養給付費交付金繰越金は465万2,000円を補正するもので、退職者医療療養給付費等交付金に係る前年度繰越金です。

9ページ歳出に入ります。

11款諸支出金、1項4目退職被保険者等償還金の補正額は465万2,000円の増で、平成28年度退職者医療療養給付費等交付金の額が確定したことに伴い、社会保険診療報酬支払い基金への返還金が生じたため補正をお願いするものです。

以上で、一般会計及び国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては会計名、補正予算書のページをお示してください。

質疑はありませんか。

13番、小川洋一君。

○13番（小川洋一君） 一般会計の11ページ、イノシシ肉加工事業費150万、ただいまの説明では金属検知器ということですが、何で今ごろ、この、今までずっとこれやっていたわけですけれども、何で今の時期になったのか。それと、その金属探知機を使うようなことが今まであったのでしょうか。2点お伺いします。

○議長（塚田秀知君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） まず、1点目の導入の理由ですが、イノシシは狩猟対象動物ですので、通常猟はライフル弾または散弾の1丸で猟をします。誤って鳥用の砂利玉を使用した散弾を使用しますと、体内に残ったまま生息しまして、それが捕獲され、加工場に入ることがあります。加工場でも処理過程の中でまれにその砂利玉を目にすることがあります。それで、現在は目視により作業の各工程で確認をしておりますが、昨年あたりから取り扱える、加工場に搬入される処理頭数、それと精肉の販売量がふえてきますとなかなか目視での確認というのが難しくなっております。

また、その製品面についてその安全面が、間違いがあってはなりませんので、今回安全なしし肉を安心して食べてもらうということで、年度途中でありますが、今回導入するものです。

また、あわせまして国のほうで、今、獣害被害対策で駆除される獣肉について、その獣肉の有効利用を推進しようというような動きになっております。ただ、家畜と違いまして規格、品質、安全面の統一が全国的にされておられません。国はNPO法人の日本ジビエ振興

会に委託をしまして、獣肉の規格、品質、安全面の統一した施設の認証制度を視野に入れました流通体制の整備を今後推進します。当施設におきましても、その流通制度の趣旨に沿い、安全で高品質のしし肉を提供するにはなくてはならない検査機械ですので、年度途中ですが補正で導入するものです。

それと、今までにそのクレーム関係ですか、クレーム関係と言っておきますが、クレーム関係は食肉加工業をやっておりますと色々なクレームがあります。信じられないようなクレームがあります。魚の骨が入っていたとか、そういうクレームがありますが、クレームの対応は原則的に現物を確認してからクレーム対応するというふうなことでやっております。

ただ、この金属のクレームに関しては、こういう今言った砂利玉関係というのは可能性が高いですので、うちのほうは出荷を、頭数を管理しておりますので、直ちに出荷停止にしまして、出荷先がわかるものについてはその先に電話を入れる、そのようなことで対応しております。ただ、中での、処理工程の中では確認されたということで、外部で確認されたということはありません。

以上です。

○議長（塚田秀知君） ほかにありませんか。

3番、佐藤信親君。

○3番（佐藤信親君） 10ページの教育民生費の児童措置費の具体的な内容等についてお伺いしたいと。

もう一つ、12ページの8款消防施設費等のこの具体的な内容等についてお伺いしたい。

あと、9款の教育費、学校管理費の備品購入2,060万の具体的なこの内容は、じゃなくて、これバス購入ですね、次の教育振興費の備品購入150万のこの具体的な内容等についてお伺いしたいなというふうに思います。

それと、先ほど国民健康保険特別会計補正予算というの、8ページということで、私、一生懸命探したんですけども8ページがなく、真っ白なあれで、えっと思って一生懸命後ろの方にも確認したんですけども、ほかの方は8ページがありまして、私のはこう、現物を見せますと、まあ今期でやめるから必要ないのかなということで、こういうふうに真っ白になっているのが現物、一生懸命探している。2枚目かなと思ってこうめくったんですけども、めくれなかったということがございます。

以上の点についてお伺いしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲澤正広君） 10ページの3款2項3目の児童措置費の具体的な内容についてご説明いたします。

まず、委託料と使用料及び賃借料でございますが、こちらについては子育てワンストップサービスということで、国のほうの事業でマイナンバーカードを利用して児童手当などの申請をパソコンを通じて行えるというようなシステムの導入ということで、全国的に始まるものです。ただ、秋ごろということで、具体的なその開始時期についてはまだ国のほうからは来ておりません。

それと、19節の負担金、補助及び交付金につきましては、結婚新生活支援補助金ということで、24万円を限度とした新規に婚姻をした世帯を対象に新生活を経済的に支援するという目的のために5件の補助を予定しておるものです。

以上です。

○議長（塚田秀知君） ここで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時00分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 消防費の内訳について説明いたします。

内訳は、防火水槽の設置と撤去の費用でございます。まず、設置に関しましては、県道小砂小口線の拡幅工事に伴い、現在設置しております20トンの防火水槽がその拡幅工事の道路敷に入ります。そういうことで、新たに、先日の答弁の申し上げましたように、40トンの防火水槽を設置するものです。

もう1点、撤去工事につきましては、谷田地内に新たに住宅地造成を行った方がおられまして、その方の進入路に支障が出るために防火水槽を撤去するという工事でございます。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（薄井健一君） それでは、12ページの9款教育振興費の105万円のこの説明をさせていただきます。

エネルギー教育推進事業ということで、原子力を含めた資源エネルギー問題について児童・生徒が正しく理解をし、みずから考え判断する力を身につけられるよう環境教育の充実ということで、今回補正ということで計上させていただきました。これにつきましては、歳入でもございましたように国庫補助金として100万円の歳入を見込んでおり、事前に国庫補助申請ということで6月に申請をしまして、交付の決定があったというものでございます。

対象は中学の2年生、3年生が対象になります。具体的な内容については、発電蓄電セット、それから燃料電池、電解槽など理科備品に該当するものということでご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） ほかにありませんか。

5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 10ページ、歳出ですね。個人番号カード交付事業費324万円というのがございますけれども、数字的にはカード発行件数とか、この利用件数と、この数字ですけれども、それでこの利用件数についてはその内容について伺います。それで324万円という、先ほどのシステム改修費ということで説明がございましたけれども、このシステムはなぜ今ごろになって改修しなければならないのかということが出てくるわけがございますけれども、この、どんなシステム改修になるのか内容を伺いたいというふうに思います。

2点目、12ページ、教育費の小学校統廃合準備費、これは西小学校のことでございますけれども、2,060万円のスクールバス購入ということで説明がございました。私はもともと西小学校の統廃合につきましては反対を表明しておりましたけれども、既にこういった形で進んでいるというのが事実でございます。そういった前提がありますけれども、スクールバス自体について伺いたいというふうに思います。このスクールバスはどの程度の大きさなのかと、これはこの統廃合に伴って、児童たちの人数がございまして、小口小砂在住の児童たちが安全にスクールバスに乗降できるような、そういうバスにならないわけですが、その乗車人員とか、あるいは添乗員があるのかどうか分かりませんが、安全安心なそういうスクールバス運行がなされなくてはなりません。そういうことのためには、そのバス購入だけではなくて、バス購入に当たって乗降場所やこの回転場所、可能な場所の選定とかというのが検討されなくちゃならないわけですが、そういったことについて、どのようにしているか伺っておきたいと思っております。

○議長（塚田秀知君） 住民課長。

○住民課長（薄井桂子君） ただいまの大森議員の質問の中の個人番号カード交付事業費の今回の補正についてですが、なぜ今改修なのかということですが、平成28年度に政府のほうで、誰もが活躍できる一億総活躍社会をつくるための大きな目標である希望出生率1.8の実現に向け、女性活躍を中核と位置づけ取り組むこととしており、その具体的な取り組みの一つとして旧氏の併記を可能とする今回のシステム改修を行うものとなっております。

その改修の内容ですが、住民票やマイナンバーカード等に旧氏、過去に使用してきた戸籍上の氏ですね、そちらを本名と併記できるようにするというものです。そのほかに、希望される方にはマイナンバーカードにのみローマ字の氏名、旧氏での記載、マイナンバーカードの和歴表記部分を西暦表記にすることができるようにするものであります。その旧氏を記載するに当たりましては、申し出が必要となります。

マイナンバーカードの現在の交付状況ですが、8月31日現在で、交付件数は1,444件となっております。交付率として8.53%となります。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（薄井健一君） それでは、小学校統廃合準備費の内容についてご説明をさせていただきます。

これにつきましては、マイクロバス29人乗りが2台、それからワゴン車14人乗りが1台、合計3台ということで、それが内容となります。この3台のうち、マイクロバス1台、それからワゴン車1台、このおのおのについては今回統廃合に伴いまして、実際のそのスクールバスの運行経路ということで、馬頭西小学校のその統合の関係ということで使用するということになっております。それから、残りのマイクロバス1台については、これは既存のスクールバスがかなり老朽化しておるものが1台ございます、これのその更新用ということで、これも統合される馬頭小で使うということで、そんな形となっております。

今回のスクールバスにつきましては、以前もお話ししましたが、小学校統廃合準備委員会、6月以降進めております、その中で通学対策部会ということでPTAの方、それから学校長の方含めて、都合3回通学対策部会を開催をしました。その中で、スクールバスの運行の経路について3コースということで、従来は、従前までの西小内での運行経路は2コースだったんですけども、いろいろ協議をした結果、今回3コースということで通学対策部会のほうの方向性が固まったということで、そういったことも含めて今回、補正をさせていただきました。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 1点目の個人番号カードの発行につきましてですけれども、8.5%の利用しかないということで、大変少ない利用というか、発行数しかないということで少ないと思うわけですが、さらにこういう少ない中でまた改修費用がこういったことで、交付されるお金ですからそのまま使うわけなんでしょうけれども、そういう中で、発行数はこれなんだけれども、利用している内容については先ほど説明を求めたんですけれども、答弁なかったんで、それを再度伺っておきます。それで、改修するに当たっては先ほどの、新しいその利用者に合わせた形で改修する、あるいは向上性を高めるというような意味もあるのかなという感じでこういった補正が出てくるのかなという思いはいたします。

それで、2点目の、これは2,060万円をなぜ、何か小学校統廃合準備費が、金額が多いように何か見せている感じに思うんですけれども、なぜその馬頭小学校に使うお金も小学校統廃合準備費に含めて表示するのか、これはちょっと、統廃合準備費にお金をこんなふうにかけるよみたいに見せているように思うんですけれども、これはなぜ分けなかったのか。準備資金ではないんですね。既成の老朽化したこのマイクロバスの買い替えですから、別表示にするのが当たり前の話だと思うんですけれども、なぜこんなふうになるのかも伺っておきたいと思えます。

○議長（塚田秀知君） 住民課長。

○住民課長（薄井桂子君） 今回の改修の内容なんですけど、特に、どうしてするのかといいますと個人の同一人性の特定のためには氏名が基本となるんですが、婚姻等により氏の変更が生じる場合が、女性の場合とか、男性の場合でも、変更の氏が変わる場合があるかと思うんです。そのとき、旧氏と一緒にあわせて記載するほうが個人の同一性を、同一人性を特定しやすいときもあることから、旧氏を本名と併記するという改修をするものです。

現在、個人ナンバーカードは町のほうではコンビニとかまだやっておりませんので、身分証明ということが一番の使い道になっているかと思えます。今後、社会保障制度でいろんな福祉の分野とか、税の分野でこれからどんどん利用されることも多くなっていくかと思えますので、そちらのほうに、そういうほうの内容の利用になっていくかと思えます。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（薄井健一君） それで、2,060万円の、先ほどの金額をちょっと言っていなかったもんですから、マイクロバス予算額としましてマイクロバスについては1台当たり

840万円、それからワゴン車につきましては380万円ということで、おのおの2台と1台ということで合計額2,060万円になります。

それから、なぜ小学校統廃合準備費の中に更新する車も計上したかということなんですけれども、西小学校を馬頭小学校に統合するということで、今度、馬頭小学校のほうの全体的な運行経路の中で西小も含めたということで、当然運行経路の確認ももろもろやっていくことが基本になりますので、そういった意味におきまして、小学校の統合という全体的な枠組みの中で考えさせていただいて、入れさせていただきました。

以上でございます。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 2点目の件ですけれども、ちょっと補正予算を計上する場合には議会審議に係るんで、この辺は課長の答弁も一理あるのかなという気はしますけれども、厳密に審査するという事になれば違うわけですから、老朽化は老朽化で、それはしようがないんで買い替えるということならば、それはそれできちんと明記すればいい話なんで、統合とはまた違う、関連づければ話をそういうふうにしていくことはできるんだろうと思うんですけれども、実際には違うんですよね、今まで使っていたんで、統合とは関係なく使用していたわけですから、そういうことでもう少し議会のほうにわかりやすくしたほうがいいんじゃないかというふうに思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第11号 平成29年度那珂川町一般会計補正予算（第2号）の議決については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 平成29年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。再開は11時30分といたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時30分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

◎議案第13号～議案第14号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第15、議案第13号 財産の取得について、日程第16、議案第14号 財産の取得について、以上2議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第13号及び議案第14号 財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ積載車の更新に伴う財産の取得であります。取得する財産は、消防ポンプ自動車を第6分団第1部に、小型動力ポンプ積載車を第3分団第4部に配備するものであります。

契約の方法につきましては、指名競争入札により4社を指名し、8月18日入札を実施いたしました。その結果、第6分団第1部の消防ポンプ自動車は1,614万6,000円で栃木県消防

整備株式会社が落札し、法定費用等 7 万 4, 320 円を加え 1, 622 万 320 円、第 3 分団第 4 部の小型動力ポンプ積載車については 1, 074 万 6, 000 円で合資会社渡辺商店が落札し、法定費用等 7 万 8, 830 円を加え 1, 082 万 4, 830 円で購入するものであります。

地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号並びに那珂川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 補足説明いたします。

お手元の議案第 13 号をごらんください。

取得する財産は消防ポンプ自動車 1 台。

契約の方法は指名競争入札。

取得価格は 1, 622 万 320 円。

契約の相手方は、栃木県宇都宮市桜 1 丁目 1 番 1 号、栃木県消防整備株式会社、代表取締役村田宜夫です。

次に、参考資料をごらんください。入札経過書になります。

入札の経過ですが、指名競争入札により 4 社を指名し、8 月 18 日に入札を実施いたしました。開札の結果は記載されておりますとおりであり、最低入札者の栃木県消防整備株式会社を落札者と決定いたしました。

なお、本入札の予定価格は 1, 684 万 8, 000 円であり、落札率は 95. 83% でした。

仮契約につきましては、落札通知の翌日から 7 日間以内に当たる 8 月 25 日に締結いたしました。

次に、契約について説明します。

契約金額の内訳は、入札書記載金額 1, 495 万円に消費税相当額 119 万 6, 000 円を加えた 1, 614 万 6, 000 円が落札価格となります。落札価格に自動車重量税、自賠責保険料等の法定費用等 7 万 4, 320 円を加えました 1, 622 万 320 円が契約書記載金額となります。

また、納期につきましては、平成 30 年 3 月 16 日といたしました。

次に、車両について説明いたします。裏面の車両の仕様をごらんください。

消防ポンプ自動車は第 6 分団第 1 部、三輪に配備され、車体本体に艤装を加え、消防車両として必要な装備品、積載品、取付品等を装備した車両となっております。

詳細には、ごらんいただいているとおりでございます。

続きまして、お手元の議案第14号をごらんください。

取得する財産は、小型動力ポンプ積載車1台。

契約の方法は指名競争入札。

取得価格は1,082万4,830円。

契約の相手方は、栃木県小山市大字喜沢1394番地、合資会社渡辺商店、代表社員渡辺圭一です。

次に、参考資料の入札経過をごらんください。

入札の経過ですが、消防ポンプ自動車と同様、指名競争入札により4社を指名し、8月18日に入札を実施いたしました。開札の結果は記載されてあるとおりであり、最低入札者の合資会社渡辺商店を落札者と決定いたしました。

なお、本入札の予定価格は1,144万8,000円であり、落札率は93.87%でした。

仮契約につきましては、落札通知の翌日から7日間以内に当たる8月21日といたしました。

次に、契約について説明いたします。

契約金額の内訳は、入札書記載金額995万円に消費税相当額79万6,000円を加えた1,074万6,000円が落札価格となります。落札価格に自動車重量税、自賠責保険料等の法定費用等7万8,830円を加えた1,082万4,830円が契約書記載金額となります。

納期につきましては、消防ポンプ自動車と同様、平成30年3月16日といたしました。

次に、車両の仕様ですが、裏面の車両仕様をごらんください。

小型動力ポンプ積載車は第3分団第4部大山田上郷に配備され、車体本体に小型動力ポンプを電動油圧昇降装置で積載し、艀装を加え、消防車両として必要な装備品、積載品、取付品等を装備した車両となっております。

詳細には、ごらんのとおりです。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、佐藤信親君。

○3番（佐藤信親君） 内容はわかったわけなんですけれども、法定費用のところに差がございます。当然、素人考えでいきますと、消防ポンプ車のほうが高いのかなというイメージに

なるわけでございますけれども、小型動力ポンプ積載車のほうが高いということで、その内訳等についてご説明いただければと思いますので、お願いいたします。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 私もそのような疑問を持ったところですが、改めてそれぞれの落札者に確認したところ、間違いがないということでございました。ただ、申し訳ございません、今、内訳は手元に持ってございませんので、後日改めてお示しさせていただきたいと思っておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

〔「了解しました」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） はい。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第13号 財産の取得については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 財産の取得については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第17、議案第15号 平成29年度那珂川町ケーブルテレビ機器更新業務委託契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第15号 平成29年度那珂川町ケーブルテレビ機器更新業務委託契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本業務委託の契約方法は、一般競争入札とし、8月2日に入札を実施いたしました。その結果、富士通ネットワークソリューションズ株式会社関東支店が8,015万7,600円で落札いたしました。

次に、業務委託の内容であります。那珂川町ケーブルテレビ施設内の機器類の耐用年数が経過したものについてリニューアルを行うものであります。

地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 補足説明申し上げます。

お手元の議案書をごらんいただきたいと思います。

契約の締結内容は、契約の目的、平成29年度那珂川町ケーブルテレビ機器更新業務。

契約の方法、一般競争入札。

契約金額、8,015万7,600円。

契約の相手方、埼玉県さいたま市大宮区桜木町1の11の20、富士通ネットワークソリューションズ株式会社関東支店、支店長、小澤紀幸です。

次に、参考資料の入札経過をごらんください。

入札の経過ですが、7月7日に入札公告を行い、7月21日を締切日として入札参加申請を受け付けました。その後、8月1日を提出期限として郵便入札方式により入札を実施し、入札参加者2社の立会いのもと、8月2日に開札を行いました。開札結果は入札経過書一覧のとおりであり、最低入札者を落札候補者として資格書類の審査を行い、8月7日に富士通ネットワークソリューションズ株式会社関東支店を落札者と決定をいたしました。

なお、本入札の入札予定価格は8,917万3,440円であり、落札率は89.88%でありました。

仮契約につきましては、落札通知の翌日から7日間以内に当たる8月8日に締結いたしました。

次に、契約について説明いたします。

契約金額の内訳は、入札書記載金額7,422万円に消費税相当額593万7,600円を加えた8,015万7,600円が落札価格となり、契約書記載金額となります。

委託箇所は、ケーブルテレビ放送センター内外であります。

委託概要は、自主放送設備、ステータスマニターシステム、伝送路無停電電源供給設備、ネットワーク設備等の機器の交換であります。

工期は着手の日を議会の議決を得た日から3日を経過した日とし、完成を平成30年3月9日といたしました。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、佐藤信親君。

○3番（佐藤信親君） この件に関しましては、全員協議会でも申し上げましたとおり、こういう兄弟同士の入札ということであるようにこう見受けられますので、自治法に基づく随意契約というような方法を検討してはどうかということを申し入れました。また、昨年度の決算議会の中でも申し上げているわけですが、その点について、これが可能かどうか、また、どのような方法であれば可能なのか、そのお考えを伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 全員協議会でも申し上げましたが、金額が1億円弱の設計、予定価格になっております。そういう意味で、本来なら一般競争入札に付すべきというのが原則でございます。システム構築関連で富士通関連の事業者が構築をしておりますので、有利な行使というのは間違いないと思うんですが、ただ那珂川町に指名参加業者が富士通さん以外にもございます。そういう方が、もし、私のほうではもっと安くできるよということが言われた場合に、ちょっとその辺が難しい部分があるのかなと思いますが、ただ、今、議員がおっしゃっていただいたように、同一のシステム事業者ですから随意契約が可能であるかどうかというのは、次回入札を、業務を執行する際、事業を執行する際までには随意契約でやるのが可能かどうか、はたまた原則どおり一般競争入札に付すべきものなのか、これについ

ては県等の指導も受けながら検討させていただきたいと思っております。当然、私たちも随意契約できれば、それなりの手続をしなくて済むということで事務の軽減にもなりますので、その辺は検討させていただきたいと思います。ただ、前提として、随意契約でやる場合には議会の了解も得なくてはならないという部分はあるとは思いますが、そのような形でご了解をいただきたいと思っております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

○3番（佐藤信親君） ただいまの総務課長の答弁にもありますけれども、広く門戸を広げるということは当然、金額も金額ですけれども、今回のようにここに他業者、違う業者が入っていればわざわざこのような形もとらなくても、きちっとこの入札するという理解はできるんですけれども、この同じ系列の会社でやっているということであれば逆に変なふうに見えるのではないかなということで、先ほどの総務課長が県とも協議する、議会とも協議すると、当然これは事前に議会の了解がなければ無理かなと思えますので議会ともよく、総務企画常任委員会とも協議してそのような方向をとられるよう、事務の繁雑化を避ける意味でもよろしいのではないかなと思っておりますので、その点についてよろしく検討願うようお願いして、私の質問を終わります。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はありませんか。

5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 機器更新ということですから、当然ながら、町長説明のように、耐用年数を経過した、あるいは経過間際のやつを更新していくということになるというふう思うんですけれども、それでそれぞれをこの委託概要につきまして、機器交換一式ということで交換するんで、それぞれ、主に概要部品等についての耐用年数というのはどういうふうになっているのか伺います。

それから、耐用年数を過ぎたその処分品ですけれども、処分方法は業者一任ということになってしまふんだと思っておりますけれども、その処分後はどういうふうなことになるのか伺っておきたいと思っております。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 今回の更新に関わる機器でございますが、ほとんどが弱電機器ということで耐用年数は5年になっております。機種によって違う部分が多少あるかと思いますが、基本的に5年の耐用年数となっております。

それから、処分の方法ですが、当然今までの機器の処分についても、今回の業務委託の中

で処分をお願いしております。特に、データ等の入っている物については、個人データ等が
ございますので、そういったことの厳重な処分も含めた契約となっております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） この委託、すでに私、全員協議会するときにもちょっとお伺いしたわけ
で、その後そのままになっちゃったんですけども、聞きに行けばよかったですけれども、
労務費用はどういうふうになっているのかというのがその聞きたい内容の一部だったんです
けれども、これはお示ししていただけるのかどうか、再度伺っておきたいと思います。

それから、5年ごとの更新ということであれば、通常ならば5年経てばこういった金額が
5年ごとに出ていくということになるわけですが、これは技術の進歩で変わっていく
ようなことがあるかもしれませんけれども、通常考えられるとそういうふうに5年ごとに、
まずこういう金額が出ていくということになってしまうのかどうか伺います。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 1点目の今回業務委託の中のそれぞれの経費についてですが、
細かい数値につきましては、先の全員協議会でもお話をしましたように担当のほうにおいで
いただいて、積算内容について確認をお願いしたいと思っております。多岐にわたるもので
すから、そちらをここで積算はしてございませんので、ご報告はちょっとできませんのでご
了解を願いたいと思います。

2点目の機器更新の5年なんですけど、5年ですが、若干面倒を見ながらその耐用年数を伸
ばしながら機器更新を考えておりますので、今回4年目ということで機器更新を行っており
ます。来年で5年間の機器更新事務が一連の更新は完了しますが、最初に機器更新をしたも
のについてはすでにその次の年に5年の経過年数が来るということで、そちらの更新、計画
についても今年度中に計画を立てて次年度以降進め方を検討してまいりたいと考えておりま
す。

また、弱電機器のほかに、当然、光ケーブルもございます。そちらの耐用年数は10年とい
われておりますので、工事が始まってからすでに10年が経過する年になってまいりましたの
で、そちらの機器更新についても、今後、長期的な計画を立てて考えていきたいと考えてお
ります。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 最初に申し上げましたけれども、耐用年数は、私はどうしても細かく聞くような話はそれは行って全部聞くというのは、それは可能ですけれども、そうじゃなくて、機器更新のためには働く人が必要なわけですよ、そのところをちょっとお聞きしたかったんです、労務費はどういうふうになっているのかという、働く人の費用というのはどうなのかというのをちょっと聞きたかったんです、1点目ですね。

それから、それとケーブルテレビ10年更新となると、これも関連して更新費用というのがかかってくるということになるわけですけれども、その重なった年というのはそうしますとどういふような額になるのか、おおよそ検討されているのか伺っておきたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 1点目の労務費につきましては、国とかの基準に基づいてそれぞれに単価が定められておりますので、そちらの費用を積算しております。

2点目の更新の金額につきましては、まだ概算もはじいておりませんので、今後その金額について積算も含めて計画を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はありませんか。

3番、佐藤信親君。

○3番（佐藤信親君） 先ほど、大森議員の質問の中でその詳細な資料をほしいということで、事務局にあれば出しますということではなく、議員が資料として求めているんですから議会に提出すべきではないですか。その点について、1点だけ。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 提出要求が議決されれば、当然議長名で要求があると思います。

その際には、これは当然出すものでありますが、ただ、今、大森議員さんがおっしゃっているのは、中を見たいということですので、もしあれでしたらその設計書の中を全部見ることが出来ますので、それをごらんいただきたいということで申し上げたわけです。

○議長（塚田秀知君） ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号 平成29年度那珂川町ケーブルテレビ機器更新業務委託契約の締結については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第18、議案第16号 那珂川町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第16号 那珂川町過疎地域自立促進計画の変更について、提案理由並びにその内容についてご説明を申し上げます。

本計画は、平成28年度から平成32年度までの那珂川町過疎地域自立促進計画でありまして、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき策定したものであります。

今回の変更は、スクールバス購入事業を計画に追加するものでありまして、同法第6条の規定により、議会の議決を要することから提案したものであります。

改正内容につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 補足説明を申し上げます。

別紙、新旧対照表をごらんください。

45ページ、表中、6 教育の振興におきまして、スクールバス購入事業を追加いたします。参考資料として、那珂川町過疎地域自立促進計画抜粋を添付しましたので、ごらんいただきたいと思っております。

なお、この変更によりましてスクールバス購入事業の財源に過疎対策事業債を充てることとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号 那珂川町過疎地域自立促進計画の変更については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第19、議案第17号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第17号 町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

認定路線の中の原関場線は、国道294号小川湯津上バイパスの供用開始に伴い、旧道とな

る区間を栃木県から管理移管を受け、町道として認定するものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 建設課長。

○建設課長（穴山喜一郎君） 補足説明を申し上げます。

参考資料をごらんください。

今回認定する中の原関場線は起点を国道294号中の原交差点とし、終点を関場地内箒橋までの総延長1,069メートル、幅員は8.7メートルから16.9メートルの路線であります。国道294号小川湯津上バイパスが供用開始されたことにより、旧道区間を町道として認定するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号 町道路線の認定については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第20、議案第18号 平成28年度那珂川町水道事業未処分利益剰

余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第18号 平成28年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分について、提案理由の説明を申し上げます。

平成28年度水道事業の未処分利益剰余金について、建設改良積立金、減債積立金などへ積み立てることに伴い、議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田代喜好君） 補足説明申し上げます。

別紙、平成28年度那珂川町水道事業剰余金処分計算書をごらんいただきたいと思っております。

一番右の列であります、平成28年度末の未処分利益剰余金の金額は1億2,269万4,899円であります。このうち議会の議決による処分額は1億2,269万4,899円であり、その内訳は自己資本金への組み入れ金が5,003万3,199円、建設改良積立金への積み立てが6,936万6,651円、減債積立金への積み立ては329万5,049円であります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号 平成28年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。再開は13時20分といたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時20分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

◎認定第1号～認定第9号の一括上程、説明、委員会付託

○議長（塚田秀知君） 日程第21、認定第1号 平成28年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第22、認定第2号 平成28年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第23、認定第3号 平成28年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第24、認定第4号 平成28年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第25、認定第5号 平成28年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第26、認定第6号 平成28年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第27、認定第7号 平成28年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第28、認定第8号 平成28年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第29、認定第9号 平成28年度那珂川町水道事業決算の認定について、以上9議案は関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました認定第1号から認定第9号 平成28年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算につきまして提案理由の説明を申し

上げます。

私は、那珂川町長に就任以来、「働く喜びを実感できる町に」、「我が子の笑顔あふれる成長が実感できる町に」、「年老いても安心して充実した生活が実感できる町に」を元気な町をつくる目標達成のための3本の柱として町振興のため、鋭意取り組んでいるところであります。この間、各種事務事業の執行に際しましては、議会を初め、町民の皆様のご協力、また各般にわたり、国・県及び関係機関のご援助、ご指導を賜りましたことに対し、深く感謝申し上げます次第であります。

さて、我が国の経済状況は雇用、所得環境の改善に見られるように好循環が広がりつつある中で、海外経済の弱さや資源価格の低下の動きが一服したことにより、企業の業況感も改善を見せ、生産面を中心に緩やかな回復基調が続いています。

しかし、地方の経済は人口減少や少子高齢化という構造的な面から循環的な景気の回復を実感できない状況にあります。

このような中、国では地方が自主性・主体性・地域性などを最大限に発揮できるよう安定した雇用の創造や定住人口の増加、若い世代の結婚・出産・子育ての支援など地方創生への取り組みを推進しております。

町におきましても、第2次那珂川町総合振興計画に基づき、「人・もの・自然が融和し、みんなで手を取り合い元気を生み出すまち」を町の将来像とし、町で生活する全ての人の協働により元気な町をつくることを目指すとともに、那珂川町人口ビジョン及び那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた地方創生に向けた取り組みを重点的に推進しているところであり、町の厳しい財政状況を踏まえ事業の平準化に努めるとともに、必要性、緊急性、費用対効果を検証し創意工夫と柔軟な発想を持ち、各種施策を推進してまいりました。

まず、「快適に暮せる町をつくる」の都市基盤の整備では、道路の整備は昨年引き続き、町道76号線、和見立野線、一渡戸大鳥線、上郷須賀川線、田山線、薬利後沢線、太郎荒沢線を、新規に小口長峰線に取り組むとともに、橋梁の長寿命化対策事業として大松橋の高欄塗装工事や板山橋の高欄取替工事、そして橋梁などの点検業務を行うことにより、町道の危険個所の解消を図りました。

生活基盤の整備のうち、消防防災、交通安全、防犯基盤の整備では町消防団第2分団第4部と第5分団第2部の消防車両を更新したほか、第2分団第4部の消防車庫を新築いたしました。また、町民の生活交通手段としてデマンドタクシー及びコミュニティーバスを引き続き運行いたしました。

「元気で明るく暮らせるまちをつくる」の医療・保健の充実では、町民の健康水準の向上を図るため健康づくり及び疾病予防対策事業を実施したほか、妊娠初期から子育て期までの切れ目のない支援のためかかりつけ保健師制度を導入いたしました。また、本年度から臨床心理士を配置し発達障害児支援事業の充実を図りました。

高齢者福祉、社会福祉の充実では、ひとり暮らし高齢者等の緊急通報システム設置事業を継続したほか、温湿度計の無料配布を行い、安心した在宅生活を送れるよう事業を実施いたしました。また、高齢者の生きがいくくり、介護予防事業及び障害者福祉サービス事業を初め、住みなれた地域で暮らしていけるよう各種事業を実施いたしました。また、ふるさと納税でいただいた寄附を財源とし、小川総合福祉センターに遊具を設置しました。児童福祉子育て支援の充実では、子育てに優しい環境の整備を推進するため、子育て支援課を新設したほか、新規事業として子育て短期支援事業を実施いたしました。

「人を育むまちをつくる」の学校教育の充実では、小・中学生の英語力向上のため、ふるさと納税でいただいた寄附を財源とし、外国語指導助手を1名増員いたしました。また、引き続き馬頭高校存続に向けて馬頭高校通学費等補助金を交付し、通学環境の支援を行いました。教育委員会に新たにスクールソーシャルワーカーを配置し、児童・生徒を取り巻く環境を福祉的な観点からサポートいたしました。施設整備事業においては、馬頭小学校の大規模改修に向けた設計業務、小学校へのエアコン設置工事設計業務のほか、馬頭中学校太陽光発電設備設置工事などを実施いたしました。

「活力をおこすまちをつくる」の農林水産業の振興では、引き続き青年就業者の支援をする給付金事業に取り組んだほか、地域の振興、環境保全など農地利用の推進事業を行いました。農業生産基盤及び農村生活環境基盤整備のため用排水路及び農道整備事業などを実施したほか、イノシシ肉加工施設運営事業や里山の景観保全及び維持管理を行うためのとちぎの元気な森づくり事業、地元材の利用拡大を推進するための木材需要拡大事業などを継続して実施してまいりました。観光の振興では、観光協会等と連携し道の駅や地域情報発信施設を中心とした観光、地域情報のPRを強化いたしました。

「人と自然が共生するまちをつくる」では、町民の生活環境の保全を図るため廃棄物収集処理対策事業を、また、那珂川町環境基本計画後期計画に基づいた環境のまちづくり事業を推進するとともに、新たに生ごみたい肥化モデル事業にも取り組みました。

「ともに考え行動するまちをつくる」では、平成27年度から継続事業として新庁舎建設工事を進めるとともに公共施設等総合管理計画を策定いたしました。また、住民参加、協働の

推進では交流人口の増加を図るため、なかがわ元気フェスタ2016を実施いたしました。地域間連携交流の促進として、引き続き、ふくろう協定を締結している豊島区と交流を推進したほか、秋田県美郷町に教育関係者を派遣し、秋田県の教育先進事例の視察交流を実施いたしました。

まちづくり3大重点プロジェクトの雇用の創出推進プロジェクトでは、創生なかがわ株式会社への出資金のほか、企業誘致活動の推進では企業立地を促進するため企業立地奨励金・雇用促進奨励金制度を充実いたしました。

結婚・出産・子育て推進プロジェクトでは認定こども園整備事業のほか、結婚促進事業、各種の訪問支援などを実施いたしました。

新しい人の流れ創出推進プロジェクトでは地域おこし協力隊を2名増員し、町の魅力の再発見と誘客情報の発信を行いました。

平成28年度に実施いたしました主な事業について申し上げますが、各種事務事業につきましては、お配りしてあります「主要施策の成果」に詳しく記載されておりますので、ごらんいただきたいと思います。

それでは、一般会計から順次決算の概要を申し上げます。

那珂川町一般会計であります。歳入の主なもので、第1は地方交付税で35億7,030万9,000円、第2は町税で20億3,819万9,843円、第3は町債で17億7,714万1,000円、続いて繰入金で14億5,706万9,621円であります。

次に、歳出の主なものは、第1は総務費で、35億674万1,321円で、新庁舎整備事業、デマンドタクシーの実証運行などの交通対策事業、移住定住促進事業、個人番号カード交付事業費、地域おこし協力隊やふるさと納税などのまちづくりなどが主なものであります。

第2は民生費で、24億1,729万6,166円で、臨時福祉給付金及び障害遺族基礎年金受給者向け給付金の支給、高齢福祉・障害者福祉などの各種の社会福祉事業のほか、子育て環境を充実するための認定こども園整備事業費、児童措置費、母子福祉などの児童福祉費が主なものであります。

第3は教育費で、9億7,779万9,759円で、馬頭中学校太陽光発電設備設置工事、馬頭中学校環境整備工事、学校給食センター屋根改修工事など、学校教育や社会教育及び社会体育の振興に要した経費などが主なものであります。

その決算の内容であります。歳入総額113億4,520万1,518円、歳出総額106億823万7,315円で、歳入歳出差引額は7億3,696万4,203円です。そのうち繰越明許費繰越額

として1億5,591万3,000円を翌年度へ繰り越すべき財源として控除すると、実質収支額は5億8,105万1,203円となりました。

なお、実質収支額のうち地方自治法の規定による基金繰入額として2億円を財政調整基金に、1億円を減債基金に繰り入れたものであります。

次に、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計であります。放送センターの管理運営を図るため、ケーブルテレビ機器更新業務を行うとともに各種のサービスを提供しました。

その決算の内容であります。歳入総額4億7,920万8,222円、歳出総額4億7,129万1,470円で、歳入歳出差引額は791万6,752円となりました。

次に、那珂川町国民健康保険特別会計であります。療養の給付のほか、健康管理センターを拠点とした各種健康診査などを行い、被保険者の健康保持増進のための各種の保健事業を積極的に推進しました。

その決算の内容であります。歳入総額26億3,484万4,537円、歳出総額25億2,919万8,261円で、歳入歳出差引額は1億564万6,276円となりました。

次に、那珂川町後期高齢者医療特別会計であります。高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、栃木県後期高齢者医療広域連合納付金の納付や検診事業を行いました。

その決算内容であります。歳入総額1億9,909万6,717円、歳出総額1億9,083万1,229円で、歳入歳出差引額は826万5,488円となりました。

次に、那珂川町介護保険特別会計であります。65歳以上の被保険者は5,976人で、認定者は、要支援109人、要介護983人、合わせて1,092人を対象に各種の給付、支援を行いました。

その決算の内容であります。歳入総額18億5,638万6,196円、歳出総額18億759万1,721円で、歳入歳出差引額は4,879万4,475円となりました。

次に、那珂川町下水道事業特別会計であります。公共用水域の水質保全と快適な生活環境の確保のため、下水道施設の耐震工事や公共ます設置工事のほか、下水道処理施設の維持管理に努めました。平成28年度の施設の管理状況では、馬頭処理区の接続戸数は420戸、排水処理人口は864人、年間処理水量は12万4,239立方メートルとなりました。小川処理区につきましては、接続戸数が885戸で、排水処理人口は2,303人、年間処理水量は27万9,286立方メートルとなりました。

その決算の内容であります。歳入総額3億1,253万7,128円、歳出総額3億110万7,098円で、歳入歳出差引額は1,143万30円となりました。

次に、那珂川町農業集落排水事業特別会計であります。農業用用水の水質保全、環境の改善等を図り、北向田地区と三輪地区の維持管理に努めました。平成28年度の施設の管理状況は、接続戸数は229戸、排水処理人口は708人、年間処理水量は10万1,689立方メートルとなりました。

その決算の内容であります。歳入総額5,320万3,383円、歳出総額5,065万4,716円で、歳入歳出差引額は254万8,667円となりました。

次に、那珂川町簡易水道事業特別会計であります。簡易水道事業として設置されている8施設における水道水の安定供給及び施設の維持管理に万全を期しました。また道路改良工事に伴う配水管の布設及び布設がえ工事やポンプ更新工事などの各種施設の整備事業を実施しました。平成28年度の施設の管理状況は、給水戸数2,855戸、給水人口7,600人に対し、64万9,297立方メートルを供給いたしました。

その決算の内容であります。歳入総額2億4,751万2,993円、歳出総額2億2,505万5,918円で、歳入歳出差引額は2,245万7,075円となりました。

最後に、那珂川町水道事業であります。上水道と東部地区簡易水道において給水戸数3,222戸、給水人口8,702人に対し、給水量90万5,269立方メートルを供給するとともに、配水管布設がえ工事やポンプ交換工事などの各種施設の整備事業を実施いたしました。

収益的収支につきましては、収益は2億3,274万5,943円に対し、費用は1億6,094万9,946円で、純利益は7,179万5,997円の純利益となりました。

以上、那珂川町の各会計決算の概要を申し上げます。これらの決算につきましては監査委員からの決算審査における意見書をいただいておりますので、あわせてご報告いたします。

ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第9号までについては、議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置して、これに付託することとし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができることとしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第9号までについては、議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置して、これに付託することとし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができることと決定いたしました。

ただいま、議員全員を委員とする決算審査特別委員会が設置されましたが、正副委員長がともに決定しておりませんので、委員会条例第10条第1項の規定により、議長名をもって、本日、本会議散会后、直ちに決算審査特別委員会を議場に招集いたします。

ここで、本会議の休会についてお諮りいたします。

8日から18日までの11日間は、決算審査特別委員会及び休日のため本会議を休会したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、8日から18日までの11日間は、本会議を休会とすることに決定いたしました。

8日から18日までの11日間は本会議を休会といたします。

◎散会の宣告

○議長（塚田秀知君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご起立願います。

礼。

ご苦勞さまでした。

散会 午後 1時46分